

奈良県告示第三百三十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。

令和四年三月一日

奈良県知事 荒井正吾

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
岡上 雄介	公益財団法人天理 よろづ相談所病院	天理市三島町二〇 〇番地	耳鼻咽喉科（ 聴覚・平衡機 能障害、音声 ・言語・そし やく機能障害	令和四年二 月九日
小谷 明平	平成記念病院	橿原市四条町八二 七	脳神経外科（ 聴覚・平衡機 能障害、音声 ・言語・そし やく機能障害	令和四年二 月九日
横田 尚弘	大和高田市立病院	大和高田市儀野北 町一―一	耳鼻咽喉科（ 聴覚障害）	令和四年二 月九日